

## 給与勧告・報告の骨子（平成 19 年）

滋賀県人事委員会

### 本年の給与勧告・報告のポイント

公民較差（0.16%）を解消するため、初任給を中心に若年層に限定した給料表の改定（中高年齢層は据置き）、子等に係る月額 6,000 円の扶養手当を 500 円引上げ  
期末・勤勉手当（ボーナス）の引上げ（0.05 月分）

## 1 公民較差

### (1) 公民較差（新規採用者を除く。）

2.21% 8,846 円 【0.16% 664 円】（参考）人事院勧告 官民較差 0.35% 1,352 円

【注】〔 〕内は、平成 15 年度から平成 19 年度までにおける職員の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による給与の減額措置前の額（率）である。以下同じ。

### (2) 勧告の基礎となる公民較差

勧告の基礎となる公民較差は、社会一般の情勢に適應した職員の本来あるべき給与水準を明らかにするため、特例条例による減額措置前の較差とする。（0.16% 664 円）

### (3) 改定（新規採用者を含む。）

0.15% 613 円（内訳：給料 225 円、扶養手当 349 円、地域手当 10 円、はね返り分 29 円）

（参考）

現行 平均給与月額 395,390 円〔403,464 円〕 平均年間給与 6,637,603 円〔6,734,491 円〕

改定後 平均給与月額 395,997 円〔404,077 円〕 平均年間給与 6,669,040 円〔6,765,996 円〕

（行政職、平均年齢 43.6 歳）

## 2 改定等の内容

### (1) 給料表 国に準じて改定

初任給を中心に若年層に限定して改定

### (2) 扶養手当 国に準じて改定

子等に係る 6,000 円の支給月額を 500 円引上げ

### (3) 地域手当 東京都特別区に在勤する職員について、国に準じて引上げ

（平成 19 年度支給割合 14.0% 14.5%）

平成 20 年度における暫定支給割合についても、国に準じて設定することが適當。その際、県内地域については、本県の実情を十分に踏まえることが必要

### (4) 期末・勤勉手当 国に準じて改定

民間の支給割合(4.51 月)に見合うよう引上げ（年間支給月数 4.45 月 4.50 月）

### (5) 実施時期 (1)、(2)、(3)については平成 19 年 4 月 1 日、(4)については同年 12 月 1 日

### 3 その他

#### (1) 人事評価制度の確立

引き続き、公正性や納得性の高い人事評価制度の確立に向けた取組を進めることが必要

#### (2) 教員給与等の見直し

国における見直しの動向、関係法令の改正状況を注視するとともに、本県においても、より適正な教員の処遇についての検討に着手することが必要

#### (3) 新たな勤務形態の導入

「育児短時間勤務制度」および「自己啓発等休業制度」については、本県への円滑な導入に向けて、関連制度の整備と併せて検討を進めることが必要

#### (4) 勤務時間の見直し

国や他の都道府県の動向に留意しながら適切に対応していくことが必要

#### (5) 時間外勤務の縮減

引き続き、目に見える縮減に向けて全職員が一丸となって取り組むことが必要

#### (6) メンタルヘルス対策の充実

総合的かつ体系的なメンタルヘルス対策の一層の充実に努めることが必要

#### (7) 人材育成の推進

自律型人材育成制度については、試行等を通じて運用上の問題点の検証を行うなど、組織全体で取り組むことが必要

#### (8) 男女共同参画の推進

引き続き、女性職員の登用や職域の拡大に努めることが必要